

石巻広域都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定

(東松島市復興整備計画(東松島市決定))

都市計画 野蒜北部丘陵地区 一団地の津波防災拠点市街地形成施設を次のように決定する。

名 称		野蒜北部丘陵地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設					
位 置		東松島市野蒜字後沢、北余景の各一部					
面 積		約3.3ha					
住宅施設、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置及び規模	公益的施設	約0.9ha			備考	地域交流センター、購買施設等を配置する。	
	道 路	種別	名称		幅員	延長	備考
		補助幹線道路	1号		9.25m	約145m	(仮称)野蒜駅前線
	公園及び緑地	種別	名称		面積	備考	
		緑地	1号緑地		約0.7ha		
			2号緑地		約0.7ha		
	その他の公共施設	<p>下 水 道： 雨水：地区北側エリアは、東側調整池に一時貯留し、下流水路を経て、大塚川へ放流する。 地区南側エリアは、道路に雨水管渠を経て、東名運河へ放流する。 汚水：北上川下流域下水道(北上川下流処理区)へ排水する。</p> <p>上 水 道：石巻地方広域水道企業団により供給できるように道路下に給水管を布設する。</p> <p>通 路：JR新野蒜駅の北側と南側を連絡する自由通路(幅員4m、延長約80m)を配置する。</p> <p>交通広場：1号広場約0.2ha、2号広場約0.4haを配置する。</p>					
小計	約2.4ha						
建築物の高さの最高限度 若しくは最低限度		10m以下					
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		100%					
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		60%					

「区域、公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示の通り」

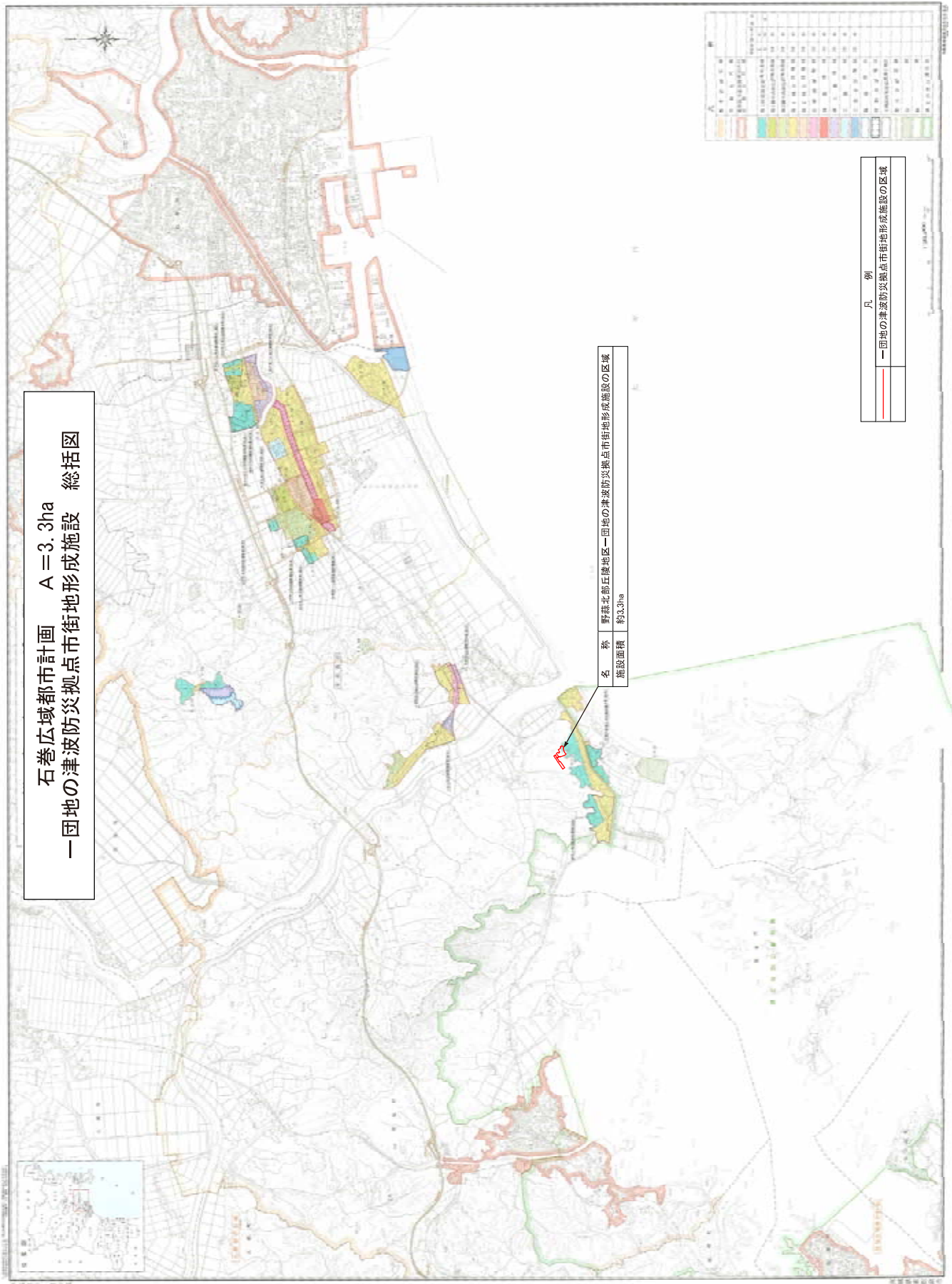
理由

本地区は、東日本大震災津波と同規模の津波(レベル2)が襲来しても浸水しない高台に都市機能を配置し、これにより津波発生した場合においても、迅速な避難・救助活動や避難所機能を担い、早期の復旧・復興を図る地域活動拠点となる市街地を形成するため、本案のとおり、一団地の津波防災拠点市街地形成施設を決定するものである。

都市計画を決定する土地の区域

野蒜北部丘陵地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

都市名	決定する区域	
	大字	小字
東松島市	野蒜	後沢、北余景の各一部

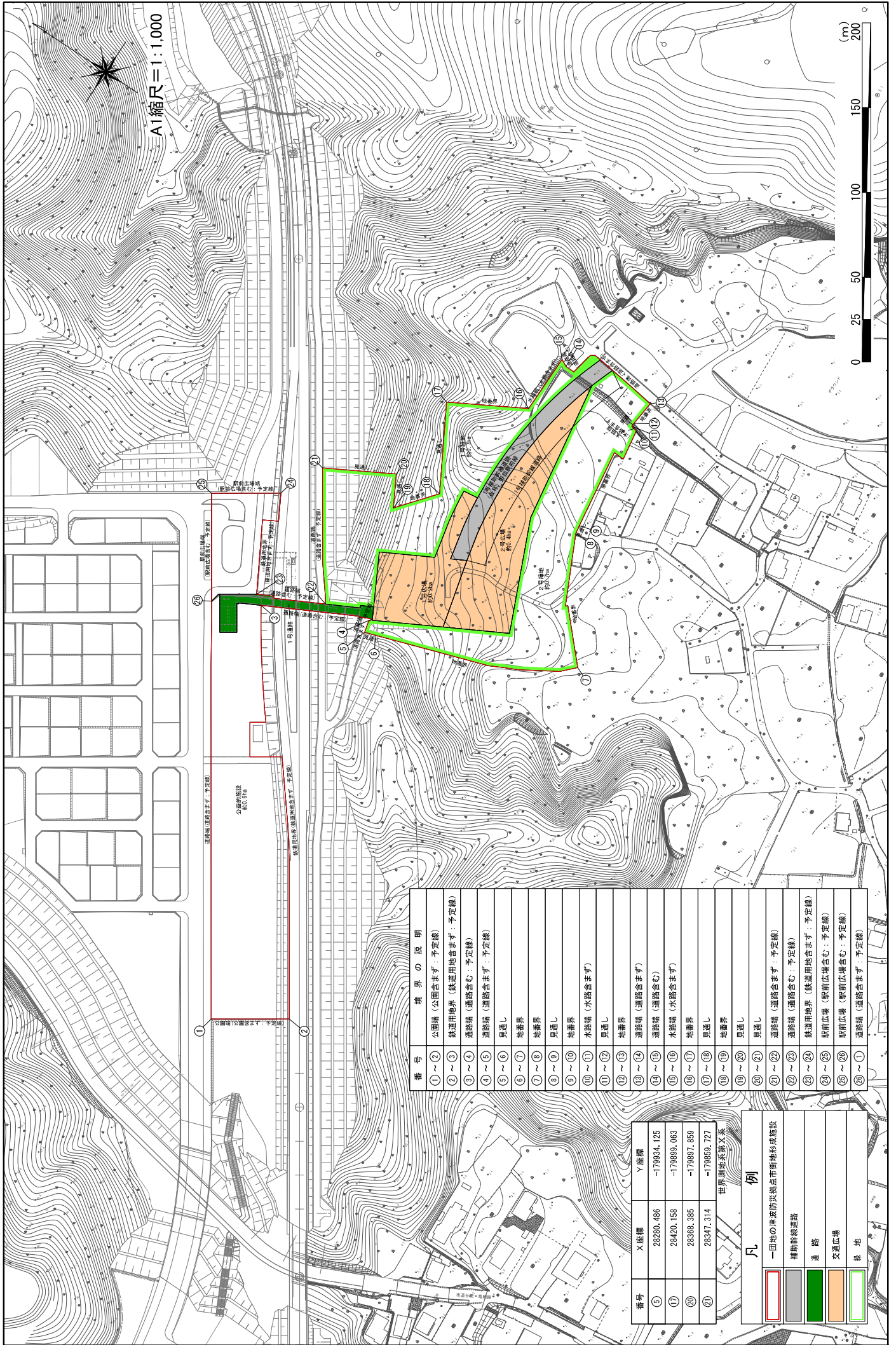


石巻広域都市計画 A = 3.3ha  
一団地の津波防災拠点市街地形成施設 総括図

名称 野島北部丘陵地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設の区域  
施設面積 約3.3ha

凡 例  
一団地の津波防災拠点市街地形成施設の区域

# 石巻広域都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設 計画図



番号	境界の説明
①～②	公園地(公園含まず。予定線)
②～③	鉄道用地系(鉄道用地含まず。予定線)
③～④	道路端(道路含む。予定線)
④～⑤	道路端(道路含まず。予定線)
⑤～⑥	見通し
⑥～⑦	地帯界
⑦～⑧	地帯界
⑧～⑨	見通し
⑨～⑩	地帯界
⑩～⑪	水路端(水路含まず)
⑪～⑫	見通し
⑫	地帯界
⑬～⑭	道路端(道路含まず)
⑭～⑮	道路端(道路含む)
⑮～⑯	水路端(水路含まず)
⑯～⑰	地帯界
⑰～⑱	見通し
⑱～⑳	地帯界
㉑～㉒	見通し
㉒～㉓	道路端(道路含まず。予定線)
㉓～㉔	道路端(道路含む。予定線)
㉔～㉕	鉄道用地系(鉄道用地含まず。予定線)
㉕～㉖	駅前広場(駅前広場含む。予定線)
㉖～㉗	駅前広場(駅前広場含む。予定線)
㉗～㉘	道路端(道路含まず。予定線)

番号	X座標	Y座標
⑤	28200.486	-179934.125
⑪	28420.158	-179899.063
㉑	28368.385	-179897.859
㉒	28347.314	-179859.727

世界測地系新文系

**凡 例**

- 一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 補助幹線道路
- 道路
- 交通広場
- 緑地

石巻広域都市計画 一団地の津波防災拠点市街地形成施設の決定

[東松島市復興整備計画（東松島市決定）]

都市計画 東矢本駅北地区 一団地の津波防災拠点市街地形成施設を次のように決定する。

名称		東矢本駅北地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設					
位置		宮城県東松島市小松字下浮足、字中浮足の各一部					
面積		約 5.7ha					
住宅施設、 特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置及び規模	公益的施設		約 2.5ha	備考	市民センター、地区体育館、駐車場、子育て支援施設を配置する。		
	道路	種別	名称	幅員	延長	備考	
		幹線道路	1号	18m	約 123m	(都) 矢本中央線	
		区画道路	1号	5m	約 470m	渋抜北 35 号線	
		区画道路	2号	6m	約 120m	作田浦・谷地 15 号線	
	公園及び緑地	防災広場：約 2.2ha 公園及び緑地には、災害時の避難・復旧活動拠点及び平常時は防災訓練等の市民活動を行う多目的広場を配置する。					
その他公共施設	下水道 ①雨水：調整池、排水路を整備し、渋抜排水路へ排水する。 ②汚水：北上川下流流域下水道へ排水する。 水路：約 0.1ha 調整池：約 0.1ha 上水道：石巻地方広域水道企業団より供給する。 管理用道路：約 0.2ha						
小計		約 3.2ha					
建築物高さの最高限度もしくは最低限度		20m以下					
建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度		200%					
建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度		60%					

「区域、特定業務施設又は公益的施設及び公共施設の位置は計画図表示の通り」

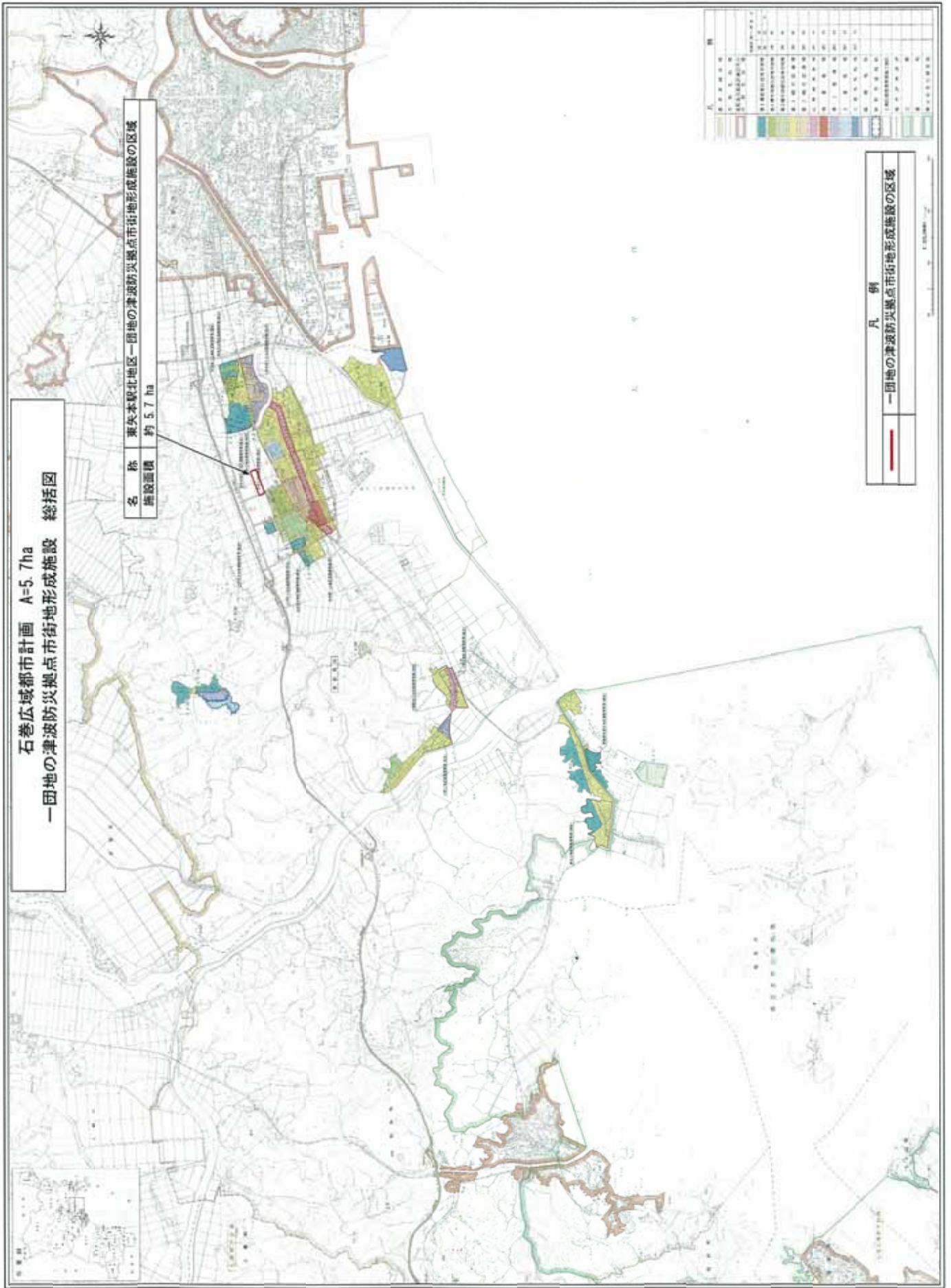
理由

本地区は、東日本大震災津波と同規模の津波（レベル 2）が襲来しても浸水しない造成地に都市機能を配置し、これにより津波が発生した場合においても、迅速な救助活動や避難所機能を担い、その後は近接する市役所との連携により、早期の復旧・復興を図る本市の中核的な活動拠点となる市街地を形成するため、本案のとおり、一団地の津波防災拠点市街地形成施設を決定するものである。

都市計画を決定する土地の区域

東矢本駅北地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設

都市名	決定する区域	
	大字	小字
東松島市	小松	下浮足の一部、中浮足の一部



石巻広域都市計画 東矢本駅北地区 一団地の津波防災拠点市街地形成施設 計画図



番号	境界の説明
①~②	水路端 (水路含む)
②~③	見通し
③~④	道路端 (道路含まず)
④~⑤	見通し
⑤~⑥	水路端 (水路含む)
⑥~⑦	見通し
⑦~⑧	道路端 (道路含む)
⑧~⑨	見通し
⑨~⑩	道路端 (道路含む)
⑩~⑪	見通し
⑪~⑫	地番界
⑫~⑬	見通し
⑬~⑭	地番界
⑭~⑮	見通し
⑮~⑯	地番界
⑯~⑰	見通し
⑰~⑱	水路端 (水路含む)
⑱~⑲	見通し
⑲~⑲	水路端 (水路含む)

番号	X座標	Y座標
②	-174,038.183	33,896.390
③	-174,035.753	33,902.091
④	-174,082.489	33,921.831
⑤	-174,084.686	33,918.191
⑦	-174,105.331	33,924.887
⑧	-174,276.351	33,489.282
⑨	-174,281.767	33,490.385
⑲	-174,290.274	33,474.530

世界測地系第1系

凡例

- 一団地の津波防災拠点市街地形成施設
- 都市計画道路
- 区画道路
- 公設施設
- 調整池
- 防災広場
- 管理用道路
- 水路

